

愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、愛媛県グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の里・山・海にある地域資源を活かした愛媛型グリーン・ツーリズムを積極的に推進するため、普及・啓発、情報発信等の活動に関係機関・団体等が一体となって実施し、もって都市と農山漁村の交流等による県民の快適な生活の向上、子供たちの体験学習の充実及び農山漁村の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の総合企画に関すること
- (2) グリーン・ツーリズムの普及・啓発に関すること
- (3) グリーン・ツーリズム情報の収集・発信に関すること
- (4) グリーン・ツーリズム実践者の育成及び資質向上に関すること
- (5) 農林水産業に対する理解の促進と地域特産品のPRに関すること
- (6) 農泊実施地域の選定等に関すること。なお、具体的な選定手順については別に定める。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、別表に掲げる県、市町、関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会の目的に賛同し、これを援助する個人、団体を会員とすることができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、会員の互選により選出する。

- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長または事務局長が議長を代行できるものとする。

- 2 総会は、会員の過半数の出席（委任状出席を含む。）がなければ、成立しない。

3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他協議会の目的を達成するために重要な事項

(専決処分)

第8条 会長は、総会を招集する暇がないときは、総会の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の主要事業を検討し、円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、7名以内をもって組織し、会長が指名する。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(経費)

第10条 協議会の経費は、会費及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課内に置き、農政課長を事務局長とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月31日から施行する。

別 表 (会員名簿)

愛 媛 県

松 山 市

今 治 市

宇 和 島 市

八 幡 浜 市

新 居 浜 市

西 条 市

大 洲 市

伊 予 市

四 国 中 央 市

西 予 市

東 温 市

上 島 町

久 万 高 原 町

松 前 町

砥 部 町

内 子 町

伊 方 町

松 野 町

鬼 北 町

愛 南 町

しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会

愛媛県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会愛媛県本部

愛媛県酪農業協同組合連合会

愛媛県漁業協同組合連合会

愛媛県森林組合連合会

愛媛県生活協同組合連合会

(一社) 愛媛県観光物産協会